

令和4年第22回住田町議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和4年6月10日（金）午前10時開議

- 日程第 1 報告第1号
令和3年度繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 2 承認第1号
令和3年度住田町一般会計補正予算（9号）の専決処分に関し承認を求めること
について
- 日程第 3 承認第2号
令和3年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認
を求めることについて
- 日程第 4 承認第3号
令和3年度住田町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を
求めることについて
- 日程第 5 承認第4号
住田町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 6 承認第5号
住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めるこ
とについて
- 日程第 7 承認第6号
過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専
決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第1号
住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第2号
介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第3号
令和4年度住田町一般会計補正予算（第1号）

- 日程第 1 1 議案第 4 号
令和 4 年度住田町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 2 議案第 5 号
財産の所得に関し議決を求めることについて
- 日程第 1 3 議案第 6 号
応急仮設住宅中上団地等解体工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第 1 4 議決第 7 号
仕事・学びの場新築工事の請負契約の終結に関し議決を求めることについて
- 日程第 1 5 議決第 8 号
種山ヶ原専用水道膜ろ過施設整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第 1 6 請願審査報告
令和 3 年度請願第 5 号
感染症対策としてのワクチン接種の政策評価・公表等の請願
- 日程第 1 7 請願審査報告
請願第 1 号
mRNA ワクチン接種時のインフォームド・コンセントの実態調査等に関する請願
- 日程第 1 8 請願審査報告
請願第 2 号
保育園・小・中学校での児童・生徒のマスク着用に関する請願

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1 番	水 野 正 勝 君	2 番	荻 原 勝 君
3 番	佐々木 初 雄 君	4 番	佐々木 信 一 君
5 番	佐々木 春 一 君	6 番	村 上 薫 君

7番 阿部 祐一 君

8番 林 崎 幸 正 君

9番 菊 池 孝 君

10番 高 橋 靖 君

12番 瀧 本 正 徳 君

欠席議員（1名）

11番 菅 野 浩 正 君

地方自治法第121条第1項の規程により説明のため出席した者の職氏名

町 長 神 田 謙 一 君 教 育 長 松 高 正 俊 君

副 町 長 横 澤 孝 君 総 務 課 長
兼 選 挙 管 理 山 田 研 君
委 員 会 書 記 長

税 務 課 長 兼 佐 藤 修 君 企 画 財 政 課 長 横 澤 広 幸 君
会 計 管 理 者

町 民 生 活 課 長 鈴 木 絹 子 君 保 健 福 祉 課 長
兼 地 域 包 括 支 千 葉 英 彦 君
援 セ ン タ ー 長

建 設 課 長 佐 々 木 真 君 農 政 課 長 兼
農 業 委 員 会 佐 々 木 光 彦 君
事 務 局 長

林 政 課 菊 田 賢 一 君 教 育 次 長 多 田 裕 一 君

事務局職員出席者

議会事務局長 菅 野 享 一 係 長 高 橋 京 美

開議 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（瀧本正徳君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 報告第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第1 報告第1号 令和3年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告の朗読を省略して、報告の内容について説明を求めます。

企画財政課長、横澤広幸君。

○企画財政課長（横澤広幸君） 報告第1号 令和3年度繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整いたしましたので御報告いたします。

一般会計2款総務費、1項総務管理費は、高圧受変電設備内機器交換事業に関わるもので、繰越額は414万7,000円、財源は全て一般財源であります。

同じく2款総務費、1項総務管理費は、住民交流拠点施設整備事業に関わるもので、繰越額は376万6,000円、未収入特定財源として国県支出金241万5,000円、一般財源135万1,000円であります。

同じく2款総務費、1項総務管理費は、仕事・学びの場創出事業関わるもので、繰越額は1億635万8,000円、未収入特定財源として、その他1億553万5,000円、一般財源82万3,000円であります。

同じく2款総務費、1項総務管理費は、地域情報通信基盤施設支障移転事業に関わるもので、繰越額は547万8,000円、未収入特定財源としてその他287万1,000円、一般財源260万7,000円であります。

同じく2款総務費、1項総務管理費は、地域情報通信基盤施設放送機器更新事業に関わるもので、繰越額は1,100万円、未収入特定財源は全てその他であります。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費は、住民情報システム改修事業に関わるもので、繰

越額は190万8,000円、未収入特定財源として国県支出金190万7,000円、一般財源1,000円であります。

3款民生費、1項社会福祉費は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に関わるもので、繰越額は625万円、未収入特定財源として全て国県支出金であります。

3款民生費、3項災害救助費は、応急仮設住宅解体等事業に関わるもので、繰越額は7,663万7,000円、未収入特定財源として全てその他であります。

9款消防費、1項消防費は、防災行政無線修繕事業に関わるもので、繰越額は96万7,000円、財源は全て一般財源であります。

同じく9款消防費、1項消防費は、移動系無線設備更新事業に関わるもので、繰越額は425万6,000円、未収入特定財源として地方債420万円、一般財源5万6,000円であります。

以上で、地方自治法施行令第146条第2項に基づく繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上薫君。

○6番（村上薫君） おはようございます。質問させていただきます。

2款総務費の3項戸籍住民基本台帳、住民情報システム改修事業に関わってお尋ねをいたします。

先月に釜石市の報道でありますので、全市民約3万2,000人分の住民基本台帳のデータが不当に持ち出されて、他のものに伝えて、漏えいしたということで、住民基本台帳法違反の疑いで県警に告訴をしたという報道がございました。

そこでお伺いをいたしますが、現在マイナンバーカードの普及が進む中、住民基本台帳やマイナンバーはどのように情報流出対策が講じられているのかお聞きいたします。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長、鈴木絹子君。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 情報漏えいでございますけれども、マイナンバーカードは専用の端末を使いまして使用しているものでございますので、そこで違法なアクセス、外部からの違法なアクセスはできないものと考えております。

また、個人での持ち出し等についても、一人一人の意識はもちろんですけれども、複数名で端末の操作、確認しながらやっておりますので、個人が勝手に持ち出すということはない

と考えております。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 村上薫君。

○6番（村上薫君） 多分、釜石市でも同じようなシステムを使っているはずなのですが、釜石市では多分発生した原因があるんだろうというふうに思います。

当町としてみれば、釜石市のようなそういうことがないように、チェック体制ができているということなのか、その件再度お伺いいたします。

いずれ、コンプライアンス研修等をしっかりと図っていただきながら、チェック体制をもう一度町でも見直すということが大事なんだろうというふうに思いますが、再度御回答をお願いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 個人情報に関してですけれども、使用するときには法律に基づいたもの以外には使用しておりません。また、個人での持ち出し等は先ほども申し上げましたとおり、お互いに確認をして、勝手な操作はしないようにしてやっておりますので、情報の流出はないと考えております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これで報告第1号、令和3年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎日程第2 承認第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第2 承認第1号 令和3年度住田町一般会計補正予算（第9号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（横澤広幸君） 承認第1号 令和3年度住田町一般会計補正予算（第9号）の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回、専決処分した補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億6,119万8,000円を増額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ53億7,914万2,000円としたものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は10ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2.歳入を御覧ください。

2款地方譲与税363万2,000円の増、3款利子割交付金24万2,000円の減、4款配当割交付金33万9,000円の増、5款株式等譲渡所得割交付金71万3,000円の増、6款法人事業税交付金244万1,000円の増、7款地方消費税交付金2,872万5,000円の増、9款地方特例交付金398万7,000円の増、10款地方交付税9,856万5,000円の増、11款交通安全対策特別交付金20万5,000円の減は、それぞれ額の確定によるものであります。

14款国庫支出金22万7,000円の減は、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費補助金165万5,000円の減と臨時道路除雪事業費補助金の計上が主なものであります。

15款県支出金83万7,000円の減は、老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金47万3,000円の減が主なものであります。

16款財産収入1万2,000円の減は、基金運用収入の減によるものであります。

17款寄附金3,545万円の増は、指定寄附金の増によるものであります。

18款繰入金74万7,000円の減は、まちづくり応援基金繰入金55万1,000円の減が主なものであります。

20款諸収入145万6,000円の増は、オフセット・クレジット料85万5,000円の増が主なものであります。

21款町債1,184万円の減は、過疎地域持続的発展1,024万円の減が主なものであります。

続きまして歳出について御説明いたします。

4ページをお開き願います。

なお、詳細は14ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3.歳出を御覧ください。

2款総務費8,394万7,000円の増は、地域情報通信基盤施設整備積立基金1億3,

200万円の増が主なものであります。

3款民生費2,811万4,000円の減は、保育所運営費管外委託料の減が主なものであります。

4款衛生費3,498万7,000円の減は、飲料水施設整備費補助金2,000万円の減が主なものであります。

6款農林業費127万2,000円の減は、鳥獣捕獲活動支援補助金70万円の減が主なものであります。

7款商工費242万2,000円の減は、普通旅費47万4,000円の減が主なものであります。

8款土木費216万3,000円の減は、町道小台線測量設計業務委託料の減が主なものであります。

9款消防費439万8,000円の減は、東峰消防屯所改修事業費の減が主なものであります。

10款教育費1,427万5,000円の減は、奨学資金貸付金646万円の減が主なものであります。

13款諸支出金1億6,925万8,000円の増は、減債基金積立金1億5,075万1,000円の計上が主なものであります。

14款予備費437万6,000円の減は、予算調整によるものであります。

次に地方債の補正を第2表により説明いたします。

6ページをお開き願います。

今回の補正は変更であります。

滝観洞観光センター整備事業は、10万円を減額し800万円に、町道改良等事業は、60万円を減額し4,900万円に、防災行政無線設備整備事業は、40万円を減額し5,390万円に、避難所無線LAN機器整備事業は、50万円を減額し350万円に、過疎地域持続的発展事業は、1,024万円を減額し5,000万円としたものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じであります。

以上、令和3年度住田町一般会計補正予算（第9号）は緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和4年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

2番、萩原勝君。

○2番（萩原勝君） 3点伺います。

18ページの5款農林業費1項農業費のページをめくりまして、次の19ページの6目農林会館費の説明の修繕費のところですね。

私、前回の議会でも農林会館の奥のトイレについてちょっと伺ったんですが、そのときは確認する旨答弁がありました。その後なので、ちょっと質問いたします。

あそこはシークレットな活用とかそういう面で、使い道もあるのかなというふうにも思いますが、もし修繕をされないということでしたら、その具体的な理由等、もしお聞かせいただければと思います。

2点目、20ページ、8款土木費1項道路橋りょう費の2目道路維持費の12節委託料357万5,000円について、道路除雪委託料ですよ。

これも前回質問いたしまして、この冬、道路の雪や氷が非常に解けなかったと。それで、町道の積雪時などにバイクの通行はどうだというような質問もいたしましたが、その後町民の方から、町道はいろいろ除雪してくれたんだけど、橋りょう部についてなかなか雪が解けなかったということで、いろいろ住民からのそういうところにも気を配ってほしいというような声もあったり、それから町道と排水路の境のところが積雪時のときに、境が分からなくなって危ないところもあるというようなことも、御指摘もいただいております。

そういう点で、もう冬は過ぎましたけども、次の冬に向けて、パトロール等どういう方針で行われるのかお答えいただきたいと思います。

それから、3点目。21ページ、10款教育費1項教育総務費の2目事務局費のページをめくりまして、22ページの奨学資金貸付金について伺います。

これ、646万円の減額ということで、規定額に比較しまして、半分以上落ちているということで、どの分野に何人ぐらい、一般と看護と林業とあると思うんですが、どの分野に何人ぐらい、幾らぐらいというような感じで活用されたのか、されなかったのかということについて伺いたいと思います。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、佐々木光彦君。

○農政課長（佐々木光彦君） それでは私のほうからは1点目の農林会館のトイレについてお

答えをしたいと思います。

議員からお話があった部分、奥のトイレということでしたけども、ステージ脇のトイレのことかと思っております。

そちらの部分ですけども、前に御質問いただきまして、うちのほうでも再度確認をさせていただきましたけども、そのトイレの部分につきましては、排水管が詰まるという今状況が起きておりまして、それがどこが詰まるかがちょっと特定できないということで、そういう状況がありまして現在使用禁止にさせていただいております。

それを工事するとなると、床剥がしとか、かなり大規模な工事になるということが予想されますので、農林会館には1階には正面側のトイレがございますので、そちらのほうを御利用願いたいという誘導表記をしながら、正面側のトイレを御利用をいただきたいということで考えているところでございます。

したがって、大規模工事になりますので、担当といたしましては、最低限の修繕で維持管理していきたいというところがございますので、ちょっと当面修理の、ステージ脇のトイレの部分の修理の予定はないというところでございます。

○議長（瀧本正徳君） 建設課長、佐々木真君。

○建設課長（佐々木真君） 私から道路維持についてお答えいたします。

まず、橋りょうの除雪の関係でございますけれども、議員のおっしゃる御質問の部分に留意をいたしまして、業務を進めるようにしてまいりたいと思いますし、また、各家庭にも御協力をお願いする部分もございますので、併せてそちらもやっていきたいというところであります。

また、排水路と道路の危険箇所という部分につきましては、交通安全の施設の改修という部分で、交通安全協会さんなどと連携してやっておりますけども、そういった部分で緊急度や優先度合いを見極めながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） 私からは奨学資金の貸付金につきましてお答えをさせていただきます。

奨学資金の貸付金につきましては、現在一般枠で6名、林業枠と看護師枠につきましては貸付けしておりません。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 萩原勝君。

○2番（萩原勝君） それでは、3点目についてだけ、2回目の質問をいたします。

一般枠6名、看護師0、林業の担い手枠0ということなんですが、令和3年度の重要度と満足度の差の調査では、農業の担い手不足というのが第4位に入っておりました。そういう面で、林業もあるんだったら農業の担い手っていうのが大きな課題になっているので、今後検討、一般枠の中に入ってるんだと思いますけども、そういうものも検討していったらどうなのかなという、これは決算とか予算のときにまた伺えばいいんですけども、ちょうどこういうものがありましたので、今後の議論の参考にさせていただくためにも質問いたしました。よろしくをお願いします。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） お答えいたします。

奨学資金の貸付金につきましては、奨学金と申しましても、貸付金でございますので、償還の方法ですとか、減免の内容等々、丁寧に説明したいと考えておりますし、農業枠につきましては、議員からの御質問のとおり、一般枠にまだ余裕がございますので、一般枠で対応したいと考えております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

6番、村上薫君。

○6番（村上薫君） それじゃあ、2点お伺いいたします。

18ページの4款1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の18節の負担金、補助金に関わってですが、保健医療介護連携体制構築事業補助金ということで、マイナスの570万ほどになっております。

多分これは訪問看護のすみちゃんの運営が非常に軌道に乗ってきてるということで、この補助金といいますか、それが減額になっているのかなというふうに捉えておりますけども、現在医療機関から在宅医療へと移行している過程でありまして、訪問看護におかれましては、医療的ケア時であるとか、ターミナルケアとか、重症者の在宅ケア等、いろいろ関わっていただいて、皆さん本当に感謝をしてるところであります。

そこでお尋ねをしたいと思うんですけども、先ほどもありましたが、地域おこし協力隊等に関わる看護師さんの募集をしているわけですが、なかなか応募がないというふうなことのように、今後看護師さんの募集も含めて、ほかに何か課題というものが訪問看護の中で

あるのかどうか、お伺いをいたします。

2点目です。

22ページです。10款の教育費2項の小学校費、3項の中学校費に関わりますが、13節に使用料及び賃借料ということで、学習用情報教育機器等使用料ということで、使われているのが880万と、小学校ですね。中学校が520万ということで、合わせますと1,400万ほど使用料にかかっているわけですが、この使用料というのは毎年度かかるものなのか、あるいはこの使用料の中に国の補助金というのがあるのか。あるとすれば何割ぐらいそれが充当になるのか、お尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） ただいまの村上議員の御質問にお答えいたします。

保健医療介護連携体制構築事業の部分については、予算の減額につきましては、当初の見込みよりも訪問看護ステーションの収入のほうが多くなったというところがありますので、徐々にではありますが軌道に乗ってきているというふうに捉えているところです。

それから、看護師等の採用につきましては、昨年度地域おこし協力隊で募集をしたところではございますが、なかなか応募がなかったというところで、私たちとしてもまたやり方を変えるなりして、令和4年度の予算についても処置しておりますので、そこで募集を引き続きしていきたいというふうに思っております。

あとは、訪問看護事業につきましては、利用者を増やすなど、エリアを拡大するために、大船渡とか隣接する市町村との調整も図りながら、利用者増を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） 私からは小中学校のITに関係しましてお答えいたします。

これにつきましては、毎年かかります。

それから、それについての国庫の補助ですけれども、ギガスクール構想の際に整備した部分につきましては、補助がございますけれども、毎年の使用料については、これは補助はございません。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 村上薫君。

○6番（村上薫君） 保健医療の訪問介護に関わってですが、看護師さんを募集をしていると、

令和4年度もするということではありますが、コンペ時以外でも何かしら、全国的なものでも構わないと思うんですが、何かそういう広報の仕方というものも考えていく必要があるのじゃないかなというふうに思います。

先ほど、順調には推移しているということですが、もっと増やすためにエリアを拡大するということですが、他の訪問看護ステーションの例を見ますと、遠くに行く場合だと結構移動の通勤の時間がかかるということで、サテライトも置いて、一つの事業所でそれは可能なようですので、何かそういうこともあるというふうに聞いておりますが、いずれ遠くに出かけて、看護師さんたちが対応するというのであれば、そういうことも頭の中に入れながら、これからやっていく必要があるのかなというふうに思います。

それから、使用料ですね。学習情報教育機器と毎年かかるということで、ギガ分についてはだけでも、それ以外についてはこちらの負担だということですが、そうしますと町のほうの負担というのは、毎年どのぐらいかかるものなのか、それとあと情報機器はこういうふうに生徒さん方、一人1台タブレットも配布になりました。ルーター等のそういうところも面倒見ていただいているようですが、いずれギガスクールの中では、まず活用がされないと実際にタブレットはいった、あるいはこれからデジタル教科書化がどんどん進んでいくということではありますが、その辺は学校の先生方とか、活用がどの程度今できているのか、今後どういうふうに取り組んでいくのか、お伺いします。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） ただいまの村上議員の訪問看護ステーションの関係の御質問でございますが、一つについては、サテライトも含めて、未来かなえ機構のほうで検討は進めているというふうに聞いております。

あとは看護師の募集の件につきましては、昨年度も行いましたが、県内の大学のほうで卒業生のほうのメーリングリストとかがございますので、そういう場にうちのほうの情報を流していただくというような形でもお願いしましたので、そういう機会を捉えながら、幅広く看護師の採用を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） 失礼いたしました。

学習用情報機器につきましては、議員の御質問のとおり、今後使っていかなければならないというふうに考えております。

現在でも、通常の授業に加えまして、コロナに対応した全校朝会、それから教員の研修等も随時行っておりますし、それから教育委員会、それからその修繕ですとか、点検を委託している業者さんのほうから随時来てもらって、様々なノウハウであるとか、使い方等、御指導いただいているところでございます。

以上です。

〔発言する人あり〕

○教育次長（多田裕一君） 費用は、このとおり、小学校と中学校を合わせますと、2,300万くらいですか。

〔発言する人あり〕

○教育次長（多田裕一君） 町の負担については、交付税措置されているということになっております。

ですから、町の負担ということになると、全額町の負担ということになります。

〔発言する人あり〕

○教育次長（多田裕一君） はい。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号 令和3年度住田町一般会計補正予算（第9号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第1号は原案のとおり承認することに、賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、承認第1号 令和3年度住田町一般会計補正予算（第9号）の専決処分に関し承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

◎日程第3 承認第2号

○議長（瀧本正徳君） 日程第3 承認第2号 令和3年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、鈴木絹子君。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 承認第2号 令和3年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについて説明いたします。

今回、専決処分した補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ874万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ7億4,190万5,000円としたものでございます。

初めに、補正後の歳入歳出の予算を第1表により説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

2ページをお開き願います。

詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書2. 歳入を御覧ください。

3款県支出金、1項県補助金874万9,000円の増は、1目保険給付費等交付金、普通交付金の増によるものです。

次に歳出について御説明いたします。

詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書3. 歳出を御覧ください。

2款保険給付費、1項療養諸費、874万9,000円の増は、1目一般被保険者療養給付費、一般被保険者医療費保険者負担金の増によるものです。

以上、令和3年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和4年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものです。

以上、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号 令和3年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第2号は原案のとおり承認することに、賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、承認第2号 令和3年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

◎日程第4 承認第3号

○議長（瀧本正徳君） 日程第4 承認第3号 令和3年度住田町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 承認第3号 令和3年度住田町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについて説明いたします。

今回専決処分した補正予算による既定の歳入歳出の予算の総額の変更はございません。

補正予算は歳出のみでありますので、補正後の歳出予算を2ページ、第1表、歳出予算補正により説明いたします。

なお、詳細は4ページ、歳出補正予算事項別明細書2. 歳出を御覧ください。

5款地域支援事業、2項介護予防・生活支援サービス事業の1, 000円の減は、委託料の減、給付費の増、同じく、4項その他諸費1, 000円の増は、審査支払手数料の増によ

るものです。

令和3年度住田町介護保険特別会計補正予算（第5号）は、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和4年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号 令和3年度住田町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第3号は原案のとおり承認することに、賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、承認第3号 令和3年度住田町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

◎日程第5 承認第4号

○議長（瀧本正徳君） 日程第5 承認第4号 住田町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、佐藤修君。

○税務課長（佐藤修君） 承認第4号 住田町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年4月1日に施行されることに伴い、住田町税条例の一部を改正し、専決処分により改正したものであります。

改正条文に沿って御説明いたします。

1ページ目を御覧ください。

改正条例第1条中第34条の7第1項第1号オの改正については、所得税法施行令で規定する、旧民法で規定されていた公益法人の適用を受けていた法人が新民法に移行したため、税法上の経過措置の適用を受ける対象法人が存在しなくなったことによる条文の整備のための改正であります。

同じく、1ページ目の下段、第48条第9項、並びに2ページ、同条第15項の改正は、項ずれに伴う改正であります。

同じく、第73条の2第1項及び第73条の3第1項の改正は、ただし書きが追加されたことによる改正であります。

附則第10条の2第2項の改正は、固定資産税の特例のうち、下水道を使用する工場棟に設置した除外施設に対する軽減割合が4分の3から5分の4に引き上げられたことによる改正であります。

以下、同条第3項から3ページ、第16項までの改正は、項のずれに伴う改正であります。

同じく3ページ下段、附則第10条の3第9項及び4ページ、同条第10項の改正は、省エネ改修を行った住宅に対する適用措置の見直しに伴う改正であります。

同じく4ページ、附則第12条第1項の改正は、景気対策としての宅地の課税標準額の上昇抑制措置のうち、令和4年度に限り、商業地等に対する上昇幅を5%から2.5%に引き下げるための改正であります。

改正条例附則第1条につきましては、施行期日を定めるもので、令和4年4月1日から適用するものであります。

改正条例附則第2条第1項及び第2項につきましては、経過措置を定めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号 住田町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第4号は原案のとおり承認することに、賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、承認第4号 住田町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

◎日程第6 承認第5号

○議長（瀧本正徳君） 日程第6 承認第5号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、佐藤修君。

○税務課長（佐藤修君） 承認第5号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回の改正は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が施行されることに伴い、国民健康保険税の基礎課税額の上限額が63万円から65万円に2万円引き上げられ、後期高齢者支援金等課税額の上限額が19万円から20万円に1万円引き上げられることに伴い、条例改正をするものであり、御覧の新旧対照表のとおり、上限額の規定のある第2条第2項及び第3項の規定を改め、同様に第23条の規定も改めたものであります。

改正条文附則第1項は、施行期日を定めるもので、令和4年4月1日から施行するもので、

第2項につきましては、適用区分を定め、改正条例につきましては、令和4年度以降の国民健康保険税について適用するものとし、令和3年度以前の国民健康保険税につきましては、従前の例によるものと定めております。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから承認第5号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第5号は原案のとおり承認することに、賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、承認第5号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

◎日程第7 承認第6号

○議長（瀧本正徳君） 日程第7 承認第6号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、佐藤修君。

○税務課長（佐藤修君） 承認第6号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回の改正は、所得税法及び租税特別措置法施行令の一部改正に伴う改正であり、過疎地域における固定資産税の課税免除の対象となる事業及び設備の規定について、所得税法等を引用していることから、文言の整備及び条文の適用の整備による改正が主なものであります。

そのため、改正条例中の第1条並びに第2条の改正は、文言の整備及び項ずれの整備による改正であります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから承認第6号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第6号は原案のとおり承認することに、賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、承認第6号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

◎日程第8 議案第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第8 議案第1号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、鈴木絹子君。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 議案第1号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、傷病手当金の支給に対する国の財政支援の適用期間が令和4年9月30日までに延長されたことから、傷病手当金の支給を始める日について、所要の改正をしようとするものです。

それでは対照表により説明いたします。

附則の傷病手当金の支給を始める日が、令和2年1月1日から令和4年6月30日までを傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から令和4年9月30日までと改正をしようとするものです。

この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第1号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第1号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号

○議長（瀧本正徳君） 日程第9 議案第2号 介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 議案第2号 介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

今回の一部改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度の収入が下がった方々に対し、昨年度に引き続き令和4年度も介護保険料の減免を行おうとするものであります。

対照表により説明いたします。

附則第8条第1項は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免期間を延長するもので、減免対象となる保険料の納期限について令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間を、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に変更するものです。

この条例は、公布の日から施行するもので、改正後の附則第8条の規定は、令和4年4月1日から適用するもの。この条例による改正後の介護保険条例附則第8条の規定は、令和4年度分の保険料から適用し、令和3年度以前の保険料は、なお従前の例によることを定めるものです。

以上、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第2号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第2号 介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第3号

○議長（瀧本正徳君） 日程第10 議案第3号 令和4年度住田町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、横澤広幸君。

○企画財政課長（横澤広幸君） 議案第3号 令和4年度住田町一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,131万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ47億3,131万7,000円とするものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第1表により説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は8ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2.歳入を御覧ください。

14款国庫支出金1億2,273万1,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金9,742万9,000円の増が主なものであります。

15款県支出金49万3,000円の増は、地域公共交通活性化推進事業費補助金25万8,000円の増が主なものであります。

18款繰入金268万6,000円の増は、住田町まちづくり応援基金繰入金912万円の増が主なものであります。

20款諸収入130万7,000円の増は、オフセット・クレジット料90万7,000円の増が主なものであります。

21款町債410万円の増は、通信指令設備更新の計上によるものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

3ページをお開き願います。

なお、詳細は10ページ、歳入歳出予算事項別明細書の3.歳出を御覧ください。

2款総務費1,050万4,000円の増は、住民活動支援交付金の増が主なものであります。

3款民生費1,417万8,000円の増は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の計上が主なものであります。

4款衛生費1,266万7,000円の増は、消耗品費等の増が主なものであります。

6款農林業費8万3,000円の増は、手数料の計上によるものであります。

7款商工費8,596万4,000円の増は、使って応援住田チケット発行等業務委託料の計上が主なものであります。

9款消防費249万7,000円の増は、修繕料の増が主なものであります。

10款教育費542万4,000円の増は、消耗品費の増が主なものであります。

次に地方債の補正を第2表により御説明いたします。

4ページをお開き願います。

今回の補正は追加であります。

通信指令設備更新事業、410万円を追加しようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） ここで暫時休憩をします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（瀧本正徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、質疑を行います。

発言を許します。

2番、荻原勝君。

○2番（荻原勝君） 12ページ、7款商工費、1項商工費の2目商工振興費の12節委託料、使って応援住田チケット発行等業務委託料8,500万円について伺います。

すみチケということですが、今までにも様々なすみチケのタイプ発行しておりますので、そのタイプとか、それから購入方法、それからスケジュール、それから1世帯当たり幾らまでとか、全体で幾ら発行するか、また当然プレミアム率は100%なんだろうとは思いますが、その辺についても含めて具体的にどのようなものなのか、詳細について説明を求めたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（佐々木光彦君） それでは私のほうからお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響がまだ終息の兆しを見せないということもございまして、今回も利用対象業種を拡大をしましたすみチケプラスということで、事業を行いたいと思っているものでございます。

今回は、前回と基本的には同様となりますが、500円券を20枚を1セットとしまして、全体で1万4,000セットを予算計上しているものでございます。

取扱店舗につきましては、町内の小売業、飲食業、サービス業、建設業等といたしました取扱いの申し込みをした事業者の方々をしたいというように思っております。

それから、販売額につきましては、1セット1万円分を5,000円で販売ということで、今回もプレミアム率100%ということで、予算計上をしております。

チケットの販売方法の関係ですが、町民の方々は往復はがきによる事前申込制とそれから町内の事業所で勤務しているの方々につきましては、申込書による事前申込制ということで、8月3日から8月7日までの間に、町内5会場で引換えができるという形で考えております。

利用期間になりますけれども、8月8日から利用ができるようになりまして、来年の1月31日までの利用期間というふうにしたいというふうに考えているところでございます。

それから、昨年度も実施しましたが、広く利用していただく手法の一つとして、スタンプラリーといった部分も事業者のほうで企画をしていただきたいという仕様になっているとこ

ろでございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 荻原勝君。

○2番（荻原勝君） 1世帯当たりどのぐらいっていうのが、もしかしたら言われてなかったように思いました。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（佐々木光彦君） 大変失礼をいたしました。

購入上限数ということだと思いますけども、1世帯当たり8セットを上限というふうに、昨年と同じような形で設定をしたいと思っております。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 令和4年度住田町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第3号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第3号 令和4年度住田町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第4号

○議長（瀧本正徳君） 日程第11 議案第4号 令和4年度住田町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐々木真君。

○建設課長（佐々木真君） 議案第4号 令和4年度住田町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案書1ページを御覧ください。

第2条の収益的支出の支出の予定額の補正は、既決予定額に117万1,000円を増額しようとするものであります。

第3条の資本的収入及び支出の支出の予定額の補正は、既決予定額に63万8,000円を増額し、補填財源を改めようとするものであります。

補正予算の主な理由を3ページ、補正予算実施計画により御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の支出の増額補正は、1款1項2目処理場施設管理費の機械設備修繕費及び5目資産減耗費の固定資産除却費を増額するものです。

資本的収入及び支出の支出の増額補正は、1款1項1目管路施設建設改良費の工事請負費を増額するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 令和4年度住田町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。
議案第4号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第4号 令和4年度住田町下水道事業会計補正予算（第1号）は原案の

とおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 5 号

○議長（瀧本正徳君） 日程第 1 2 議案第 5 号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、山田研君。

○総務課長（山田研君） 議案第 5 号、財産の取得に関し議決を求めることについて、提案理由の説明をいたします。

今回の財産取得の目的は、住田町消防団第 3 分団第 2 部大股と第 6 分団第 3 部中卒の小型動力ポンプ積載車を更新しようとするものであります。

第 3 分団第 2 部は平成 1 0 年 1 1 月、第 6 分団第 3 部は平成 1 1 年 1 1 月に、それぞれ小型動力ポンプ積載車を配備しておりましたが、配備から 2 1 から 2 2 年が経過し、車両の老朽化等が進んでおります。そのため、最新の機能を装備した車両に更新をし、地域の消防、防災力の充実強化、隊員の士気の高揚を図るものであります。

取得する財産は小型動力ポンプ積載車 2 台で、取得予定価格は 1, 9 1 8 万 4, 0 0 0 円であります。

取得の方法は買い入れ、相手方は県内の消防車両の取扱業者 7 社による入札を行った結果、岩手県一関市山目字中野 3 4 番地 2、株式会社古川ポンプ製作所 一関支店、支店長 千葉幸哉氏であります。

なお、納入期限は令和 4 年 1 1 月 8 日であります。

財産の取得につきましては、予定価格が 7 0 0 万円以上のものは地方自治法及び条例により、議会の議決が必要となるもので、今回取得しようとする財産はその要件に該当することから議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第5号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第6号

○議長（瀧本正徳君） 日程第13 議案第6号 応急仮設住宅中上団地等解体工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、山田研君。

○総務課長（山田研君） 議案第6号 応急仮設住宅中上団地等解体工事の請負契約の締結に関し議会の議決を求めることについて、提案理由の説明をいたします。

本町の応急仮設住宅につきましては、東日本大震災復興支援として、震災直後の平成23年5月に中上団地を含む3団地が完成し、令和2年7月まで被災者の方々に提供されたものであり、入居者からは木のぬくもりが感じられるなど、おおむね高い評価を得ていたものでございます。

今回、応急仮設住宅の役目を終え、解体にかかる下有住地区との協議が整ったことから解体する運びとなったところであります。

今回の解体工事は、中上団地の応急仮設住宅のうち、払い下げ等を行った後の残11棟及

び旧下有住小学校第2校舎等を解体するものであります。

主な工事内容は、応急仮設住宅解体工事30.36平米、11棟、第2校舎解体工事540.59平米、1棟、立木伐採工事一式、東屋移転工事一式、排水工事一式などがございます。

この工事入札は、指名競争入札で、本年5月25日に4者で行い、その結果、有限会社山崎工業が消費税抜きで、6,300万円で落札となりました。

落札率は98.2%であります。

仮契約の日付は令和4年5月30日、契約額は6,930万円であります。

工期は議会の議決の翌日から令和4年12月12日を予定をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上薫君。

○6番（村上薫君） 今日、私は現場を見てまいりましたけれども、今回の一般質問で取り上げさせていただきましたアスベストに関してでございます。

旧第2体育館のところは、私も見ますと、若干のアスベストを使っているかなというふうには思っておりますが、いずれこの契約の中にアスベスト調査費というのが、事前から含まれておったものかどうか、業者さん方が今非常に、そういう新しい制度の流れの中で苦慮しておりますが、どのような形になってるかお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田研君） アスベストの関係の御質問にお答えをしたいと思います。

解体工事に先立ちまして、設計の委託契約をしております。

その中で、部材等の調査という部分も含めて委託しているものでございます。

第2校舎につきましては、アスベストと疑いのある部材が見つっておりますので、そのような処理をしていくということで進めていきたいと考えてございます。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 村上薫君。

○6番（村上薫君） そうしますと、当然にこの契約の中には、アスベストの処分の経費というか、処理費も含まれているという形でよろしいわけですね。

それと、前に御説明をいただいたときに、プールも解体をするというふうに聞いておった

わけですが、今回プールが工事の対象外から外れたというのはどういうことなのでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田研君） 最初に解体の部分で進めておったのは、旧仮設住宅の部分でございます。

その後、解体の範囲を広げております。それは第2校舎等までということで、プールを含んでいるというふうな部分は計画として持ってないというところでございます。今後の利用計画と併せまして進めていくということになります。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 4番、佐々木信一君。

○4番（佐々木信一君） この旧校舎の解体があるわけなんですけども、この校舎の跡地利用はどのような形で今後考えているのかお伺いしますし、もう一つは、この東屋の移転はどの辺を見込んで、東屋を移転するのか、お伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（横澤広幸君） 佐々木議員の御質問に、1点目の部分について御回答いたします。

旧第1校舎の部分かと思えますけれども、その部分につきましては、今後地元の方々と協議しながら進めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田研君） 東屋の移転の関係の御質問にお答えをしたいと思います。

まだ、具体的にここというふうな場所は決めてございません。

これから利用計画の中で、どこが一番いいのかという部分を検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木信一君。

○4番（佐々木信一君） 今、地元の方々と相談ということがありましたので、この東屋も地元の人たちがどの辺にというのがあると思えますので、その辺を聞いておきながら、移設のほうをお願いしたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 地域住民としては、待ちに待って、解体業務に進むということであったわけですが、ここには解体整備の後、跡地の整備については暗渠排水の工事まで計画されてるわけですが、更地の状態がどのようになるのか、当面地域住民とすれば運動場として利用できる状態にしてほしい、あるいは要望を出しておいた芝生化を進めてほしいというようなことがありますが、その点について伺います。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田研君） グラウンドの整地の部分の御質問にお答えをしたいと思います。

地区で要望してる形に添うような格好で整備を進めていきたいと考えてございます。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） いずれグラウンドだけでなく、利用に当たっては第2校舎の敷地も含めて、平面の更地ということで考えていますので、それらも含めて、あるいは東屋の場所も、後日の利用を含めて、工事進行をしていただければという希望が地域の中ではありますので、その辺も含めての考えをお聞かせください。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田研君） 第2校舎の部分は、議員おっしゃるとおり、若干高くなっております。その整備方法につきましても、地区と協議をしながら進めていきたいと思っておりますし、同様に東屋の部分もそのようにしたいと考えてございます。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 先ほど、4番議員の第1校舎といいますか、残る校舎の利活用のごとで、この点も地域住民と相談ということで、地域の人たちの声を聞きながら取り組むという点では、大変ありがたい声ではありますが、逆にいうと、当局の前向きな検討がどうかという部分もありますので、いずれ白紙で提案されても地域住民に維持管理等も任せると、やはりそこはかなりの重荷になる部分もあります。

あと、一般質問で8番議員が町長に、町長の地元なんだから、地元に貢献できるような有意義な利用を提案して、考えていったらいいのではというふうな同僚議員の声もありますので、いずれ一体となって住田町にとって今後の暮らしや産業の発展のために生かされるような利用を前向きに検討していただくことを希望いたします。

町長、所見があればお聞かせください。

○議長（瀧本正徳君） 町長。

○町長（神田謙一君） 大変ありがとうございます。

まさに、私当初申し上げたとおり、地元ということもありますが、町長就任以来、私は住田町生まれとして、住田町となって初めての首長かなというふうにも思っております。

そういう部分で、5番議員おっしゃるとおり、町にとってどう有意義な形の中で、今後生かされるもの、どうあるべきか、財政含めながら前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（瀧本正徳君） 7番、阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 1点だけお伺いいたします。

この団地に入るところに立木が7か所あるわけですが、これほとんど外壁に沿ってあるわけですが、先ほどから校庭の高さの位置ともありますけれども、邪魔になるものなのか、立木というのはオアシス的な意味がありますが、そこも必要ないという判断に立ったものかお伺いします。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田研君） 立木の関係でございます。

ここにつきましては、桜の木という部分で植栽がなされているものでございます。

その桜なんです、根っこの部分とか、幹の部分とか、弱ってきていた部分が見えるという部分もありまして、地区と相談をいたしまして、伐採をするというふうな形で進めたいと考えてございます。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 応急仮設住宅中上団地等解体工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第6号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第6号 応急仮設中上団地等解体工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第7号

○議長（瀧本正徳君） 日程第14 議案第7号 仕事・学びの場新築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、横澤広幸君。

○企画財政課長（横澤広幸君） 議案第7号 仕事・学びの場新築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、提案理由を御説明いたします。

この工事は、応急仮設住宅本町団地の跡地に、東日本大震災発災時からの町の後方支援や仮設住宅を中心とした震災の記録と記憶を後世に残す展示施設と町外からの新しい人材と町内の若者を中心とした人材が相互にかかわりを持つことで、新しい仕事や雇用を創出する仕事・学びの場として一体的に整備するものであります。

工事概要ですが、建物の延べ床面積は268.29平方メートルで、オフィス棟は床面積29.81平方メートルを2戸の1棟、体験滞在棟は床面積29.81平方メートルと39.74平方メートルの2戸の1棟、展示棟と管理棟は床面積29.81平方メートルで、それぞれ1棟、共用棟は床面積64.59平方メートルの1棟で、いずれも木造平家建てであります。

3ページ以降は図面を添付してございます。

1枚目は全体平面図でございます。図面の中央には展示棟、その右側には管理棟、その下側には共用棟とオフィス棟、展示棟の左側には滞在体験棟、そのほか駐車場を設けてございます。

2枚目はオフィス棟の平面図でございます。2戸でそれぞれワークスペース、3部屋のタイプと1部屋のタイプのものを設けてございます。

3枚目は滞在体験棟の平面図であり、いずれも居間、台所、寝室、浴室、トイレ及び収納を設けております。

4枚目は展示棟の平面図であり、ダイニングキッチン、洋室2部屋、浴室、トイレなど応急仮設住宅の間取りを再現してございます。

5枚目は共用棟の平面図であります。内部には、共用ラウンジ、共用の台所、男女別のトイレ、多目的トイレ、コンボックスを設けており、外部にはスロープも設置してございます。

6枚目は管理棟の平面図であります。内部には事務所、倉庫、トイレ、受付を設けており、外部にはスロープも設けてございます。

なお、この工事の入札は指名競争入札方式で、5月25日に行い、その結果、有限会社坂井建設が消費税抜き金額9,000万円で落札となりました。

落札率は98.7%であります。

仮契約の月日は令和4年5月30日、契約金額は9,900万円であります。

工事期間は議会議決日の翌日から令和5年1月16日を予定してございます。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

2番、荻原勝君。

○2番（荻原勝君） 3点伺います。

まず、この工事ですけれども、上水道下水道の工事費を含むのかどうか。

2点目、接続する町道をどうするのか。思い出として当時のままのほうがいいのかというような意見もあるし、いろいろあると思いますけれども、その辺についても伺います。

それから、3点目、仕事それから学びについて、関連のある町内の他の施設や施設整備計画の中で、きちんと位置づけられているのか、スケジュールありきの既成事実化では、この事業計画を含め、今後のまち家の蔵また庁舎周辺整備計画、それから遊林ランドの計画などまで全てパッチワーク状態で推進していくことになるのではないか。

そのような点について伺いたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（横澤広幸君） 荻原議員の御質問、3点についてお答えいたします。

まず1点目につきましては、上下水道工事が含まれているかという点だったと思いますけれども、水道工事、下水道工事にかかわる費用につきましても、この工事費には含まれてご

ざいます。

あと、2点目の町道整備についてでございますけれども、町道の本町線のことかと思われ
ますけれども、その工事につきましては本事業に伴った改良工事等は今のところ、想定はし
てございません。

あと、3点目ですけれども、計画等との関連はどうかということと思えますけれども、本
町では令和2年度に総合計画を策定しまして、その中でアクションプランがございます。そ
の中で働き方という分野がございますけれども、その部分でサテライトオフィス、コワーキ
ングなどの多様な働き方を受け入れる取組を進めるということを明記してございます。

そのK P Iにつきましても、新たな働き方を受け入れる場所の創出ということで、1事例
を入れるということになってございますので、いずれ町総合計画というのが町の最上位計画
でありますので、そういったことから整合性は図られているというふうに解釈してございま
す。

○議長（瀧本正徳君） 荻原勝君。

○2番（荻原勝君） それでは、3点目に関連して一つ最後に伺いたいと思います。

この事業を、仕事・学びの場のこの事業を自信を持って進められるということ、もう一
度当局として明言していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 副町長、横澤孝君。

○副町長（横澤孝君） この事業の件につきましては、荻原議員さんをはじめ、いろいろ皆さ
ん、議員さんと御協議し、御提案をいただいております。

紆余曲折はあったかと思いますが、いずれ仕事・学びの場として、町外の多くの皆様の交
流の場、仕事の場、それから町内の皆様との交流の場として、今後生かしていかなければな
らないと思っておりますので、そのように皆様の今までの御提言をもとに進めていきたいと思
います。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございせんか。

6番、村上薫君。

○6番（村上薫君） 今、この計画を自信を持ってやっていけるのかというふうな質問もござ
いしましたが、そのことは後にしまして、まず第1点に、私は令和4年度の町の建築工事とい
うのは非常に少ない中なわけですが、町内の業者の受注の機会を多くするというところで、分
割発注をしてほしいという声もあったわけです。

その分割発注をできなかった理由は何なのか。全体で建物にすれば5棟ありますので、い

ろんな分け方もあったかと思うんですが、まずお願いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（横澤広幸君） そのことにつきましては、いろいろうちのほうでも検討してまいったんですけれども、やはり一体的に解体した後に、新築の建物を建てるという観点から、分割よりはスムーズに進めるということで、解体と新築ということを一体的に進める選択をしたわけでございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 村上薫君。

○6番（村上薫君） 恐らく、一体的に解体というのは、今回の解体というのは非常に難しい解体です。というのは、既存の今の建物を壊して、再利用するからです。ですから、解体するのも時間がかかるし、造るのにもまた時間がかかる。高上がりな設計です。

なおかつ、それがゆえに設計の自由度がなくて、大変あまり魅力のない四角張った建物になっております。

その辺がまず言えるかと思うんですが、それで皆さんと一緒に図面を見て、ちょっと御指摘をしたいと思います。

A3版のまず見ていただいて、真ん中の辺にオフィス棟がありますね。これの大きい図面が次のA4の建物ですが、これをよく皆さん見てください。

私が御指摘したのは、このオフィス棟にはトイレとか簡易の流し台もないんですね。

じゃあ、トイレを使うときにどうすればいいかというと、外のこの共用棟のほうまで歩いて行かなきゃならないんです。

これ、天気がいい日であればいいですよ。これから台風であるとか、あるいは大雨もありますね。寒い時期、冬期間もあります。こういうときに、トイレが外、トイレを利用してくださいということになるわけですよ。

こういう利用者の立場に立ってないと私は思ってるんですね。その辺がどうも今までの検討の中で十分なされていない。

それから、駐車場についても、A3の大きなのを見ると、管理棟のほうには、これは管理者がまずここは歩いて行くわけにはいきませんので、駐車、車1台止めますね。

その宿泊体験のほうにはやっぱり泊まる方々が車で来ますから、これで埋まってしまいます。

そうすると、オフィス棟の左側、このオフィスを使うサテライトの方々も車で来ますから、

実質的に研修とか、そういうふうなここで何かあったときに、全然車を止めるような場所と
いうのがない。

では、満蔵寺さんの駐車場使ってくださいと、そういうことになるのか、その辺の話し合
いというのはきちっとできているのかです。

あとは、管理棟と共用棟を、これもどうして離れたのかですね。離れたがゆえに、水回り
とかお金がかかる部分が2か所になってます。これは本当は一つの建物でよかったはずなん
ですね。そうすると、安くもつきますし、管理もしやすい、目に見えやすいんですね。

これ、管理棟の人が共用棟のほうなかなか見ませんよ。

いずれ、いろんな今までの設計から含めて見ても、どうも拙速だったなど。

私は総合計画にある新しいコワーキングとか、それはやるべきだとずっと前から言ってき
ました。その趣旨は私はいいいんですが、何もこの本町の場所でなければならないというこ
とはなかったんですよ。

それは、こだわり過ぎた、要するに利用者の立場からかけ離れた町側のほうの考えが先行
して、こういうふうになったんだと思います。

先ほど、2番議員が質問しましたが、例えばまち家のこれからもありますよね。本町
のような離れたところじゃなくて、1か所にまとめて、あそこに2階建ての、蔵を壊して、
2階建て、3階建ての木造のものを建てれば、1か所で済みましたよ。

管理人もあそのまち家の方々のほうにお願いもできましたよ。

そういうどうも、全体的な計画の整合性が取れていなかったと私は思うんです。

担当課長が変わられたりして、私もちょっと質問しにくいわけですが、これは副町長です
ね、お答えをいただきたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 副町長。

○副町長（横澤孝君） この件につきましては、2番議員のお答えもしたとおり、皆様といろ
いろ協議は重ねながら、紆余曲折をしながら、予算も議決いただけております。

いろいろ不便とか利便性とか、魅力がないとか、それぞれいろんな方がおりますので、考
え方はみんな一緒ではないと思うのも、私はそのとおりだと思いますので、村上議員さんの
考えもそのとおりだと思います。

ただ、いろいろ今までお答えしてきましたが、仕事・学びの場として、それから大震災の
住田町の試練の立場として、この場所を選ばせていただきました。

それらを復興の一つの形になればいいかなと思ってますし、これからも住田町が行ってき

た震災支援のやはり発信の場でもあるし、それを利用した町外の方との交流、学びの場、仕事
の場、それからいろんな研修等にも使っていただければいいかと思ひますし、それぞれ目
的があつて、施設を建ててるものですから、今回はこの目的で建てさせていただきたいと思
ひます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

4番、佐々木信一君。

○4番（佐々木信一君） 反対の立場から意見をさせていただきたいと思ひます。

先ほど、6番議員からありましたけども、オフィス棟に対しては、2棟あるわけなんです
けども、ここにはトイレとか炊事場がなく、雨降つたときには共用棟のほうに出かけなけれ
ば分からないという部分もありますし、この設計でいくと新たにトイレ等を設置するには、
また余計な費用もかかるという部分が出てきます。

それから、展示棟は1棟ですが、これはやはり震災の後、展示するという部分では2棟近
くあつて、いろいろな住田町の活動なりを報告なり、写真やパネルで発表するなり、そうい
う部分とすれば展示棟では、この1棟では狭いのではないかなと思ひますし、管理者に当た
っては、協力隊で管理するという部分もありますけども、この協力隊もいつ、どこでいなく
なつたり、また短い時間でいなくなる可能性もありますので、やはりこういった部分は町職
員を配置すべきだと私は考へます。

また、仕事・学びという部分で考へれば、この町内の仕事に本当につながるのかというこ
とを考へると、なかなかつながりにくいのではないかなと私はそう思ひますので、この事業
に対しては私は反対をいたします。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） この事業を進めるという立場で発言をいたしますが、いずれこうい
つた事業、私も使用対効果とか、あるいは施設の最適な配備とか提案をしてきた背景もあり

ます。

ですから、これまで様々な意見や提案があったものをしっかり受け止めて、取り組んでもらいたいということを申し上げて、最近町の動きを見ると、学生さんたちが住田町の医療や介護に対する調査、研究、援助というふうな場で、非常に多くの方々が見えておりました、それらを受け入れたり、宿泊を設けるといふ部分が十分でなかった点もありますので、そうした学生あるいは教育機関との連携を図る上でも、利用価値があるのではないかという点が第1点。

二つ目は、町内に立地している企業の中で、従業員の短期的な研修やその事業所が立地している町の調査等にもおいでになっておいて、研修という立場から、その宿泊施設がないというようなこともあって、それが一つの課題にもなっているように思われます。

これから住田町で持続的に従業員や社員が研修をしながら、この町に行く末には移住でもしてもらおう魅力づくりにつながればというようなことを常日頃私も思ったり、考えたりしております。

そういった意味でまち家との連携やその他ある施設設備の活用を含め、あるいは民間の宿泊施設や公共施設等との連携も図りながら、前向きにこの事業を成功に収めるような取組を期待しながら、この事業の実施を進めることという立場で発言をいたします。

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

6番、村上薫君。

○6番（村上薫君） 利用の仕方については、今5番議員が言ったとおりで私も賛成なんですよ。

賛成なんです、なぜ本町にこだわらなければいけないのか、あそこが後方支援の土地だったからか、そういうことですよ。

何も後方支援というのは、そういう土地にこだわるものではないですね。

実質にやってきたこと、例えば、これから改善センターとかありますが、生涯学習センターになるか分かりませんが、そういう敷地の中に例えば、応急仮設住宅とか建てて、防災の教育みたいな一貫としてやってもいいわけですよ。

私が心配するのは、私ら議員は議決をする立場ですから、ここで、はい、そのままいすよというふうになって、万が一事業がうまくいかなかったというときには、私らも責任を取らざるを得ないといひますか、なわけです。

私が今感じるには、何もあそこの本町でなくてもいいのじゃないかと。それは、先ほど今

までこの図面上のことも言いましたけれども、全体的な中で例えば、まち家のところのなかなか今お客さんがコロナということで来れませんけども、あそこの蔵の活用の仕方、解体も含めて、あります。今後新しく、昭和橋もできます。そうすると、新しい改善センターの建物もありますから、一体的なそういう中での調整があってもいいのじゃないかというのが私の考えなのであります。

そういう意味で、私は一旦ここで、本当はこの計画を再考すべきだという立場から反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで討論を終わります。

これから、議案第7号 仕事・学びの場新築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第7号 仕事・学びの場新築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第8号

○議長（瀧本正徳君） 日程第15 議案第8号 種山ヶ原専用水道膜ろ過施設整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

農政課長、佐々木光彦君。

○農政課長（佐々木光彦君） 議案第8号 種山ヶ原専用水道膜ろ過施設整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、提案理由を説明いたします。

この工事は、平成21年度に世田米字子飼沢地内に設置した種山ヶ原専用水道膜ろ過施設において、老朽化に伴い、更新の必要が生じたことから、膜ろ過施設整備工事を実施しようとするものです。

工事の概要を御説明いたします。

議案書の2枚目、工事概要を御覧ください。

工事の所在地は、世田米字子飼沢30番4です。

工事内容ですが、機械設備工事では膜ろ過装置、膜ろ過原水槽、活性炭ろ過機、原水濁度計の撤去及び新設と配管工、電気計装設備工事は水処理制御盤の新設と総合試運転となります。

3枚目には、図面を添付してございます。

左側は施設配置図で、今回工事するのは赤く表記してある浄水場です。

また、右側は機械設備据付け平面図で、工事箇所は緑色で表記してある部分となります。

この工事の入札は、指名競争入札で、工事内容から工事種別の機械設備工事及び電気設備工事を申請している事業者のうち、機械器具及び電気設備の特定建設業許可を受けている県内事業者9社により、5月25日に入札を執行した結果、理水化学株式会社 北東北支店が消費税抜き6,350万円で落札し、請負代金6,985万円で請負契約を締結しようとするものでございます。

工事に伴う仮契約は令和4年5月30日に締結しており、工事着手は議会議決日の翌日、工事の完成は令和5年3月24日の予定としております。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） 時間になりますけれども、このままもう少し継続したいと思いますが、よろしゅうございますか。

[発言する人あり]

○議長（瀧本正徳君） それでは、これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上薫君。

○6番（村上薫君） この工事金額が約7,000万税込みという形に上るわけですが、今回の工事により、これ通常使用する水量とか水質というものが、共に確保できるのか。

対応年数というのは、これ何年ぐらい持つものなのか。

今後、関連するような工事というのは出てこないのかどうか、お伺いします。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（佐々木光彦君） 今回の工事での給水量の関係でございますけども、今回の工事では1日の最大給水量は30立米ということで、以前は1日100トンというような形で流量がございましたけども、遊林ランド種山のほうでのお風呂での利用というのが、計画としては今後ないということで、町のほうでは考えておりましたので、今回はスケールダウンをして、30立米という形で計画をしております。

あとは、水源の水量につきましては、1日133立米というような状況になってございますので、水不足というような状況は起きないと考えております。

それから、あとは水の供給を受ける側と使用の関係でございますけども、水の供給を受けるものの数を、想定を新型コロナ前の平成30年度、31年度の利用客等のマックスを想定して計算をしております。

1日当たり261人というような形で想定をして、それらで十分利用に耐ええるというような流量というふうになってございます。

それから、耐用年数につきましては、機器につきましてはそれぞれ年数が様々ございますけども、今回は設置から13年経過しているわけですが、やはりおよそそれぐらいの年数になると更新ってというのが必要になるのかなというふうに思っておりますし、あとは今回工事することによりまして、付随するような工事というところは特に想定はしてございません。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 8番、林崎幸正君

○8番（林崎幸正君） 1点だけ、この工事をすることによって、今まで大分お金かけたんですが、それはかけなくてもよくなるという工事だね。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（佐々木光彦君） 今までは、リースという形で月当たりの金額で払っていたわけですが、今回は建設をして、リース料というのは発生しなくなるわけですが、ただメンテナンスですね、保守料が今まではリース料に含まれていましたけども、今回工事することによって、保守料が令和5年度から発生するという状況にはなっております。

○議長（瀧本正徳君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） そのメンテナンスそのものというのは、大体どのぐらいかかるの、1

年間に。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（佐々木光彦君） 現在試算している部分では、1年当たり53万円ほどというふうに見積もっているところでございます。

○議長（瀧本正徳君） よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

4番、佐々木信一君。

○4番（佐々木信一君） この配管の部分でいくと、32パイと書いてあるんで、これでは細くはないんですか。

例えば、55とかにすれば、もうちょっと有効に、後でも使えると思うんですけども。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（佐々木光彦君） 設計業者のほうで設計をしている部分でございまして、先ほど言いましたとおり、使用人数等とあとは使う流量等を計算して、これで間に合うということで設計をしているところでございます。

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号 種山ヶ原専用水道膜ろ過施設整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第8号 種山ヶ原専用水道膜ろ過施設整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午後0時07分

再開 午後0時19分

◎日程第16 請願審査報告 請願第5号

○議長（瀧本正徳君） 日程第16 請願審査報告 令和3年度請願第5号 感染症対策としてのワクチン接種の政策評価・公表等の請願を議題とします。

総務教民常任委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

○議会事務局長（菅野享一君） [事務局長朗読]

○議長（瀧本正徳君） 委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、高橋靖君。

○総務委教民常任委員長（高橋靖君） それでは報告をいたします。

令和3年度請願第5号 感染症対策としてのワクチン接種の政策評価・公表等の請願について。

令和4年3月2日、第21回住田町議会定例会において、当総務教民常任委員会に付託された令和3年度請願第5号 感染症対策としてのワクチン接種の政策評価・公表等の請願について、審査の経過と結果を御報告いたします。

この請願については、令和4年3月4日に当委員会を開催し、継続審査としておりました。その後6月8日に当委員会を開催し、審査したところ、不採択とすべきものと決定したところであります。

請願者は、岩手県気仙郡住田町上有住字中沢70-1、新型コロナを学ぶ会 佐々木公一氏であります。

紹介議員は、水野正勝議員であります。

請願の内容は、ワクチン接種後の有害事象との因果関係を否定できないワクチンについて、町民の健康上の安心・安全を確保する観点から、接種・推奨の是非に関する政策評価・公表の実施について、請願するというものであります。

委員からは、接種者と非接種者の有意差について、大半の町民が接種していることから、

データとしての正確性が図れないものであること、接種者と非接種者ごとの集計は、個人が特定される可能性が高いこと、また、5歳から11歳までの接種率から、保護者の判断により接種、非接種者の選択を行っていることが明らかであることなど、このような理由により不採択にすべきものとの意見が、出席委員全員であったことから、当委員会の審査結果を不採択にすべきものと決定したものであります。

以上、本委員会の審査について御報告を申し上げましたが、委員会の意図するところを御理解いただき、各議員の賛同を賜りますようお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、令和3年度請願第5号 感染症対策としてのワクチン接種の政策評価・公表等の請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

令和3年度請願第5号 感染症対策としてのワクチン接種の政策評価・公表等の請願を採択することに賛成の方は起立願います。

[起立少数]

○議長（瀧本正徳君） 起立少数であります。

したがって、令和3年度請願第5号 感染症対策としてのワクチン接種の政策評価・公表等の請願は、不採択とすることに決定しました。

○議長（瀧本正徳君） 日程第17 請願審査報告 請願第1号 mRNAワクチン接種時のインフォームド・コンセントの実態調査等に関する請願を議題とします。

総務教民常任委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

○議会事務局長（菅野享一君） [事務局長朗読]

○議長（瀧本正徳君） 委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、高橋靖君。

○総務委教民常任委員長（高橋靖君） 請願第1号 mRNAワクチン接種時のインフォームド・コンセントの実態調査等に関する請願について。

令和4年6月10日第22回住田町議会定例会において、当総務教民常任委員会に付託された、請願第1号 mRNAワクチン接種時のインフォームド・コンセントの実態調査等に関する請願について、審査の経過と結果を御報告いたします。

この請願については、令和4年6月8日に当委員会を開催し、審査したところ、不採択との決定をしたところであります。

請願者は、岩手県気仙郡住田町上有住字中沢70-1、すみたの子ども未来を守る会佐々木公一氏であります。

紹介議員は、水野正勝議員であります。

請願の内容は、5歳から11歳への接種が進められているmRNAワクチンについて、接種希望者へのインフォームド・コンセントが十分に行われなまま接種行為が行われている可能性が否定できないと考えることから、インフォームド・コンセントの実態調査の実施と公表について請願するというものであります。

委員からは、現在、多くの情報が社会に報道されている、併せて必要な情報は自治体からも提供されていると、また、本請願の内容は自治体規模で判断できる内容を超えていることなどの理由により、不採択にすべきとの意見が出席委員全員であったことから、当委員会の審査結果を不採択にすべきものと決定したものであります。

以上、本委員会の審査について御報告申し上げましたが、委員会の意図するところを御理解いただき、各議員の賛同を賜りますようお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、請願第1号 mRNAワクチン接種時のインフォームド・コンセントの実態調査等に関する請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第1号 mRNAワクチン接種時のインフォームド・コンセントの実態調査等に関する請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立少数であります。

したがって、請願第1号 mRNAワクチン接種時のインフォームド・コンセントの実態調査等に関する請願は、不採択とすることに決定しました。

◎日程第18 請願審査報告 請願第2号

○議長（瀧本正徳君） 日程第18 請願審査報告 請願第2号 保育園・小・中学校での児童・生徒のマスク着用に関する請願を議題とします。

総務教民常任委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

○議会事務局長（菅野享一君） 〔事務局長朗読〕

○議長（瀧本正徳君） 委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、高橋靖君。

○総務教民常任委員長（高橋靖君） 請願第2号 保育園・小・中学校での児童・生徒のマスク着用に関する請願について。

令和4年6月10日第22回住田町議会定例会において、当総務教民常任委員会に付託さ

れた、請願第2号 保育園・小・中学校での児童・生徒のマスク着用に関する請願について、審査の経過と結果を御報告いたします。

この請願については、令和4年6月8日に当委員会を開催し、審査したところであります。その結果は、不採択とすべきものと決定しました。

請願者は、岩手県気仙郡住田町上有住字中沢70-1、すみたの子ども未来を守る会佐々木公一氏であります。

紹介議員は、水野正勝委員であります。

請願の内容は、住田町内では、文部科学省や県教育委員会などから示された新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに沿って、マスク着用や手洗い、消毒などの感染対策を保育園や小・中学校において2年間行ってきたが、長期のマスク着用によって子供たちに将来的に起こりうる弊害を考慮し、マスクの着用について請願するというものであります。

委員からは、現在、子供たちのマスクについては、文科省及び厚労省からも指導があり、基準等の見直しがなされている点、また、本請願内容は自治体での判断が難しい点などから、不採択にすべきものとの意見が出席議員全員であったことから、当委員会の審査結果を不採択にすべきものと決定したものであります。

以上、本委員会の審査について御報告申し上げましたが、委員会の意図するところを御理解いただき、各議員の賛同を賜りますようお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、請願第2号 保育園・小・中学校での児童・生徒のマスク着用に関する請願を採決します。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

請願第2号 保育園・小・中学校での児童・生徒のマスク着用に関する請願、採択することに賛成の方は起立願います。

[起立少数]

○議長（瀧本正徳君） 起立少数であります。

したがって、請願第2号 保育園・小・中学校での児童・生徒のマスク着用に関する請願は、不採択とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（瀧本正徳君） これで、本日の日程は全て終了しました。

第22回住田町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

散会 午後0時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員